

提出内容

受付番号	201903260000518264
提出日時	2019年03月26日16時02分

案件番号	060190307
案件名	「ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)」に対する意見募集について
所管府省・部局名等	内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局
意見・情報受付開始日	2019年03月07日
意見・情報受付締切日	2019年03月26日

郵便番号	113-0033
住所	東京都文京区本郷2-27-8
氏名	一般社団法人 日本公認心理師協会 会長 大熊 保彦
連絡先電話番号	03-5805-5228
連絡先メールアドレス	office@jacpp.or.jp

提出意見	<p>日頃より本協会の活動に対し、ご理解をいただきましてありがとうございます。このたび、標記についての意見募集の報に接し、本協会としての意見をまとめましたので、提出いたします。</p> <p>なお、当会は平成17年9月に施行されました公認心理師法によって創設されました心理職の国家資格職能団体です。多分野での活動が求められておりますので、ここに要望意見を提出させていただきます。</p> <p>1 相談拠点における公認心理師の配置のお願い 今回のギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)「第1 相談支援:基本法第17条関係」のなかで、「厚生労働省は、ギャンブル等依存症である者等やその家族等が必要な治療や支援を受けられるよう、平成32年度中を目途に、全都道府県・政令指定都市に相談拠点の整備を目指す」(P57)とありますが、私ども公認心理師は医療機関などでは今後心理職として従事することとなりますので、このような問題を抱える方々の心理支援として相談活動を行ってまいることとなります。 ギャンブル等依存症対策の相談拠点に、公認心理師を含む心理職をぜひとも配置していただけますようお願い申し上げます。</p> <p>2 診療報酬上の心理職の関与について評価のお願い 「第2 治療支援:基本法第16条関係」の「ギャンブル等依存症に対する専門的な医療の確立に向けた研究の推進とそれに対する診療報酬での評価が課題」(P68)につきまして、私ども公認心理師をはじめとする心理職は、医療の現場で個人精神療法・集団精神療法の一部を、医師をはじめとした多職種とともに担ってまいることとなります。今後、診療報酬のなかで公認心理師も医療チームの一員としての評価の対象としていただけますよう、お願い申し上げます。</p> <p>3 学校における普及啓発活動へのスクールカウンセラーの関与 「予防教育・普及啓発:基本法第14条関係」のなかで、「4 青少年等に対する普及啓発の推進」(P83)「5 学校教育における指導の充実」(P85)「6 各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進」(P86)とありますが、私ども公認心理師はスクールカウンセラーとしての任用がなされる法改正も行われ、今後臨床心理士ともども学校や大学においてスクールカウンセラーや学生相談室の相談員として児童生徒、学生に対する予防心理教育や心理支援を行ってまいることとなります。ギャンブル等依存症の普及啓発、指導に関しまして、臨床心理士ともども公認心理師を活用していただけますよう、お願い申し上げます。</p> <p>4 受刑者に対する支援に対し公認心理師の活用をお願いします 「ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に効果的な指導・支援を実施できる刑事施設の職員の育成」(P101)として、ギャンブル等依存症に特徴的な心理傾向や認知行動療法等、ギャンブル等依存症問題に特に焦点を当てた講義や演習、事例検討等の科目を設けた集合研修と医師や心理療法士によるスーパービジョンの必要性などが挙げられております。これらについて私ども公認心理師は今後受刑者に対する直接支援も含め、取り組んでゆくこととなります。ぜひ公認心理師も臨床心理士ともどもご活用いただけますよう、お願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>
------	---